

水戸市立博物館

特別公開『戦国武将書翰集』の世界

(会期：令和七年(二〇二五)三月二十二日

～五月二十五日)

「戦国武将書翰集」の釈文と大意

一・斎藤道三書状

〔天文二十一年(一五五二)頃〕二月六日

〔釈文〕

如芳札末申通候処、示預候、／殊御使并御太刀一腰・馬
／一疋贈給候、本望之至候、／仍織（織田信長）三与御間之儀、別
而御／入魂之旨於此方令祝／着候、若年之条毎事／可為
不相届候耳候歟、有／御用捨永可被仰談事、／専要候、
爰許相応之子細／不可有疎意候、猶自是／可申之間、抛
筆候、恐々／謹言

三月六日 道三（斎藤）（花押）

佐治左馬允殿（為平）

御返報

〔大意〕

今までご挨拶をしたことはありませんが、先のお手紙の
通りご連絡をいただきました。とりわけ、お使いと太刀
一振り・馬一匹をいただいたことは本望です。織田三郎
（信長）と（あなた様）の間が大変親しいことで、
当方もうれしく思います。（信長は）若造なので、色々と
至らない点ばかりだと思いますが、未永くお付き合いい
ただくのが大切です。こちらでできることがあれば、（あ
なた様のことを）疎かにすることはありません。その他
は、この使者から申し伝えますので、ここで手紙を終わ
りにします。

二・三吉隆亮書状

〔永禄七年(一五六四)～同十一年〕七月七日

〔釈文〕

（前欠カ）具被仰聞可得其意候、就中伯州／八橋・南条
及鉾楯之由候、当時何方も／御静謐之砌、太不可然之儀
候、可為無事／之旨被仰遣之由、從元就一昨日被仰／聞
（毛利）
候、双方共二御下知を八違背有間／敷之間、頻可有一着
与肝要存候、次二／下口之儀、其以如何御注進共候哉、
／是又被仰知度候、呉々兩人事、依／御意召返、何時も

可差出候、尚重而／可申候、恐々謹言

七月七日 隆亮（三好）（花押）

隆景（小早川）まいる 人々申給へ

〔大意〕

（～については）詳しくご連絡をいただいたので、了解
しました。とりわけ、伯耆国の八橋城の衆が南条（宗勝）
と戦闘を行ったことです。現在どの方面も平穏な状
況なので、（戦闘を行うのは）大変よろしくないことと
す。取り鎮めるようにと（両者に）伝えたという旨が、
一昨日（毛利）元就様より伝えられました。両者とも（元
就様の）命令には背かないでしょうから、すぐに解決す
ることが大切だと思っています。次に、下口（九州方面）
のことについては、その後どのような報告があったで
しょうか。これもお知らせください。くれぐれも二人の
ことは、ご命令により戻らせ、いつでも差し遣わします。
また後程申し伝えます。

三・足利義昭御内書

〔永禄十年(一五六七)〕三月二日

〔釈文〕

雲州之儀落居之由／其間尤無比類候、然者／就入洛此刻
忠節候様、对／元就申遣之候、併隆景所意／在之儀候、
別馳走頼入候、委細／聖護院門跡可有演説候、猶／信恵（上野）
可申候也

三月二日 隆景（足利義昭）（花押）

小早川左衛門佐とのへ（隆景）

〔大意〕

出雲国の件（尼子氏の残党の蜂起）が落着いたとのこと。
その評判はとてもすばらしいものです。（義昭の）入洛
（上京）について、今この時に忠節を尽くす様、（毛利）
元就に伝えました。（小早川）隆景にも（特別な）思いが
あります。ことさらに尽力を頼みます。詳しくは聖護院
門跡が説明します。なお、信恵からも申し伝えます。

四、吉見正頼書状

〔永禄十一年（一五六八）〕十二月二十四日

〔釈文〕

於此度豊前神田表／申承候、周布家来懇／望之次第元就^{（毛利）}
江以雑／掌申入候、幸其許迄／御帰陣之事候之条、／可
然之様、御口入奉頼候、／於旨趣者申旧候之間、／不能
詳候、猶委細使者／中村刑部左衛門尉可申分／之条、不
能多筆候、恐々／謹言

十二月廿四日 正頼^{（吉見）}（花押）

^{（小早川）}
隆景参御陣所

〔大意〕

このたび豊前国の神田（苅田松山城）において、（ご連絡を）申し承りました。周布氏の家来が依頼してきたことについては、（毛利）元就へ雑掌（役人）を遣わして申し伝えました。幸い（元就が）あなたの所に御帰陣されるということなので、よろしく（あなた様よりも元就様への）お口添えをお願いいたします。（伝える）内容については、何度も申し伝えているので、詳しくは申し上げません。なお、細かいことについては、使者の中村刑部左衛門尉が申し伝えますので、ここには書きません。

五、細川昭元（信良）書状

〔天正元年（一五七三）〕同二年〕二月二十日

〔釈文〕

就内証儀種々／懇意之趣悦入候、／無案内之事候間、弥
／馳走憑覚候、尚委／飯尾兵部丞可申候也、謹言^{（為浦）}

二月廿日 元^{（花押）}
横田道祐入道殿

〔大意〕

内密のことについて、色々と親切な対応、喜んでいます。不案内なことなので、いよいよ（あなたの）奔走を頼りにしています。なお、詳しいことは飯尾刑部丞から申し伝えます。

六、吉川元春書状

〔永禄五年（一五六二）〕元龜二年（一五七二）

七月十二日

〔釈文〕

就就隆景所勞之儀、佐陀江御／神馬・神楽御社納之由、^{（小早川）}
誠／御懇意之至候、於我等畏入候、／於養生者種々以短
息少／快氣候間可御心安候、猶自是／可申述候、恐々謹
言

七月十二日 元春^{（吉川）}（花押）

^{（隆秀）}
佐波常陸介殿

御陣所

〔大意〕

（小早川）隆景の病氣のことについて、佐陀神社へ神馬と神楽を奉納されたとのこと、誠に懇ろなことで、私も恐れ入っています。（隆景の）容体については、色々と手を尽くして少しずつ快方に向かっているので、ご安心ください。なお、（細かいことは）使者から申し伝えます。

七、長宗我部元親書状

〔天正七年（一五七九）〕七月十一日

〔釈文〕

（墨引）

良久不述心諸失本意候、／抑備前表再乱、早速／被任御
存分之由、尤肝要候、／此節豊筑御評儀如何候哉、／於
時宜者对宗勝^{（浦／乃美）}申達候、／旁可被得御意候、恐々謹言

七月十一日 元親^{（長宗我部）}（花押）

^{（隆元）}
毛利殿

^{（隆景）}
小早川殿

人々御中

〔大意〕

しばらく思うところをお伝えせず、申し訳なく思っています。備前国での（宇喜多氏による）再乱を早く取り鎮めたこと、大変重要です。このたび、豊筑（豊前と筑前）についての（大友氏との）協議はいかがでしたでしょうか。ちょうどよい時期については、浦（乃美）宗勝に申し伝えました。皆様に了解いただけますようお願いいたします。

八、明智光秀書状

〔天正九年（一五八一）〕九月八日

「釈文」

御札并平野樽／一荷送給候、誠／毎度御音信／難申謝候、昨日／安土御参之由、／御大儀候、我等も／御用之儀候て参／上候き、因州鳥／取表為御手当／但馬境目可令／居陣之旨被仰出、／急速渡湖、即／今日丹州へ罷越候、／（三行又ケ）／於安土不遂会面／意外候、次松田かたへ／被仰越候儀、聊以／不可存疎意候、／旁期来信候、恐々／謹言

惟任日向守

九月八日 光秀（花押）

多羅尾玄番允殿

御返報

「大意」

お礼と平野酒の樽一つをお送りくださり、誠に毎度のご連絡、感謝いたします。昨日安土城に（あなた様も）いらったこと、ご苦勞様でした。私も御用で（安土城に）参上しました。因幡国の鳥取攻めの援軍として、但馬（・因幡）の国境まで出兵するよう命じられたので、急いで琵琶湖を渡り、今日丹波国に着きました。…（途中抜け）…安土で（あなた様と）お会いできなかったのは残念なことでした。次に、松田氏の方に申し伝える件については、少しも疎かにしていません。またお便りをお待ちしています。

九、小早川隆景書状

〔天正十年（一五八二）〕十二月十四日

「釈文」

追而之御音札本望之至候、如仰／豫州表之儀、来嶋就不慮、彼／弓矢之事、方角之故、我等別而／令氣仕候、雖然加勢人数等／追々差渡之、警固申付候、敵城／弱々敷之由申間、一着不可有程候、可／御心安候、猶重畳可申入候、恐々謹言

十二月十四日

隆景（花押）

隆秀 御返報

「大意」

再びお便りをいただき、本望です。おっしゃる通り、伊予国方面のことについては、来嶋氏が離反したことについて、その方面の戦闘については、私が（伊予方面の勢

力と）協力関係にあるので、とりわけ案じています。そうではありますが、援軍を追って遣わし、しっかりと（対応を）申し付けました。敵の城も脆弱とのことなので、程なく落着するでしょう。ご安心ください。また重ねてご連絡いたします。

一〇、羽柴（豊臣）秀吉書状

〔天正十一年（一五八三）〕四月二十七日

「釈文」

如芳問今度口／種々御馳走段、／祝着之至候、自是／可令申処遮而示／預所存外候、殊向後／当寺儀不可有疎略候、／恐惶謹言

卯月廿七日 秀吉（花押）

新御門主

「大意」

お送りくださったお手紙にあるように、この度は色々のご尽力いただき、大変めでたいことです。こちらからご連絡しようと思っていたところ、わざわざごあいさついただき、思ってもみないことです。今後は貴寺（本願寺）のことを疎かにすることはありません。

一一、北条氏政書状

〔天正十五年（一五八七）〕八月二十七日

「釈文」

先日披露之早損之儀、誰二而も可申付口無之候、／佐倉二而も至り時下知之由披露候キ、無人与而一向可／捨置二も無之間、加様之儀前々為致儀、一度も無之候へ共／其地二指置候間、中村但馬申付候、一、役人衆之内／能者兩人可被撰出 一、定郷村之者我低可致／之由校量候間、其方之手代可然者二三人も／可被指越候、猶随意を云百姓等在之者擲討可有／披露、又代官人無鉢を云儀有之者、其方手代を／指添早々小田原へ可被指越候 一、役人衆菅野・／吉田因幡・中村、四五人之者二陣夫を一正ツ／検見之／間可借候、陣二者無之候へ共、作倉衆悉此方へ可為參／府間、何も定陣夫不召連者有間敷候、猶公方夫之内可／被申付候、去年役人衆二無印判者不可出由申付候間、／此一筆を被為見、早々召寄、可被借候、恐々謹言

追而二番之佐倉衆も定来月四日・五日之／可為番替間、五日休、如何様二も早々參府／候様、可被理候、以上

八月廿七日

氏政（北条）
（花押）

原豊前守殿
（胤長）

「大意」

先日お伝えいただいたひでの害について、誰に対しても申付けるべきことはありません。佐倉においても、時が来たら指示をすると命令しました。無人だとしても、まったく捨て置くべきことではないので。このようなことを前に行ったことは一度もありませんが、そちらに（しかるべき者を）逗留させるので、中村但馬に申し付けます。

一、役人衆の中で、よき者を二人選びだすこと。

一、きつと郷村に居住する者も勝手をするであろうと思われるので、そちらの手代（使用人）の内、然るべき人物二・三人を遣わすようにしなさい。なお、思いのままに主張する百姓がいたら、討ち捕え、報告するようにしなさい。また、代官人で無法なことを言い立てることがあれば、あなたの手代を付き添わせ、早く小田原へと遣わしなさい。

一、役人衆の菅野・吉田因幡・中村等四五人の者に陣夫を一組ずつ（付けた者を）、検見（検地作業）の間お借りします。出陣があるわけではありませんが、作倉（佐倉）衆が悉くこちら（小田原）に参っているので、いずれもきつと陣夫を連れてこない者はいないでしょう（からその内からお借りします）。なお、公方のための人夫の内にも申付けるようにしなさい。去年役人衆に、（北条氏の）印判（印をおした文書）が無い者からは徴発しない

ように申し付けましたので、この文書をお見せして、早々召し寄せ、（人夫を）お借りするようにしなさい。

追伸、二番（として小田原に詰める）佐倉衆も、きつと来月四日・五日が番替となるので、五日ほど休み、何としても早々（小田原に）参府するよう、伝えなさい。以上です。

一二、六角玄雄（義弼）書状

〔天正十六年（一五八八）〕閏五月二十四日

「釈文」

其已来絶音問／所存之外候、中国／逗留中種々御入魂不思置候、自今／以後弥御指南頼存候、／遠方従は無音、併

非本意候、尚鵜新可／申候、恐々謹言
（鵜飼元辰）

壬五月廿四日 玄雄（六角義治）
（花押）

小早川左衛門佐殿
（隆景）

「大意」

あの時から連絡が絶えてしまい、思わぬことです。中国（地方）に逗留していた時は、色々と親切にいただいたことは、忘れていません。今後ともますますのご指導をお頼み申します。遠方ということでこちらから連絡しなかったことは、全くもってわたしの本意ではありません。なお、鵜飼が詳しく申し伝えます。

一三、木村一（重茲）書状

〔天正十八年（一五九〇）カ〕八月二十三日

〔釈文〕

去十二日以飛脚／申入候、相届候哉、此／間切々以飛札／申越候、定而遠路／儀候条、相届候間／敷と存候、其表之／儀、弥以可為平均と／察存候、京都一／段靜謐候、其元／急度被明御隙
御上洛奉待候、／自然御用之儀候者／可蒙仰候、恐々謹言

八月廿三日 一（花押）

（本田忠勝）

本中務様

御陣所

〔大意〕

去る（八月）十二日、飛脚にて手紙を出しましたが、届いていませんでしょうか。この間は何度も手紙にて連絡を取っていますが、遠方なのできつと届かないであろうと思っております。そちらの状況は、きつと到着するだろうと推測しています。京都も一段と落ち着いています。（あなた様も）速やかにそちらの都合をつけてくださり、御上洛いただくのを待ちしています。もし（何か）御用がございましたら、お知らせください。

一四、安国寺恵瓊書状

三月十二日

〔釈文〕

明日其表午刻／可為御着候、御台所／小西新衛門尉殿雇候て／進之候、其元御登之／引合せ、御膳向之／儀、御談合・御調專一候、／於趣者西藤を以申候／条、不能詳候、恐々謹言

安国寺

三月十二日 恵瓊（花押）

（景哲）

手嶋市助殿

御宿所

〔大意〕

それ以来、連絡が絶えてしまい、思わぬことでした。御台所に小西新右衛門を雇って、遣わしました。あなたがいらっしゃる時に引き合わせ、御膳のことについて、よく相談して準備を進めることが大切です。詳しくは西藤が伝えますので、詳しくは記しません。

一五、大内義隆書状写

〔天文十七年（一五四八）〕同二十年〕六月二日

〔釈文〕

庄四郎・三村修理進／間不和之儀、不可然候、／就此儀至成羽差遣／糸永加賀守候、对／庄意見肝要候、／猶
（家親）
（糸永）
加賀守可申候也、／恐々謹言

六月二日 義隆（花押影）

（大内）

杉原豊後守殿

〔大意〕

庄四郎と三村家親との間で不和が発生しているのは、よろしくありません。このことについて、糸永加賀守と（三村家親の居城である）成羽城へと遣わしました。（あなたも）庄四郎に対し、意見を申し伝えることが大切です。なお、詳しくは糸永が申し伝えます。

※本資料は、「戦国武将書翰集」（個人蔵／水戸市立博物館寄託）全点の釈文と大意を示したものです。

※資料の番号は、村井祐樹編『戦国武将書翰集』（二〇二五年）の番号に準じており、展示順序とは一致していません。

※各資料の大意や年次比定については、村井祐樹編『戦国武将書翰集』（二〇二五年）の成果をもとにしつつ、表現の変更や加筆を行っています。

※本資料の調査・研究・公開にあたっては、JSP24K00109 基盤研究(B)「『原本史料情報解析』の手法による益田家文書を中心とした中世武家文書の史料学的研究」（代表 村井祐樹）の協力を得ました。